

若越郷土研究

28の2

九里半街道と

大杉・保坂関(下)

小泉 義 博

(六)

当所諸商人等之事、任保元貳年十一月院宣之旨并支証以下、諸商買等、如当知行、向後弥不可有相違之由、被仰出候也。仍執達如件。

享祿貳年七月三日

(進藤)

貞治在判

(種村)

貞和在判

保内 諸商人中(一)

高島郡今津九里半階道之事、(海)当所商人等

不相通之由、小幡・薩摩・八坂・田中江并南市之商人等申上之間、被成御糺明之

小泉 九里半街道と大杉・保坂関(下)

処、先々相通之段不紛上者、九里半事如前節での理解に依拠する限りでは、まことに此間、上下駄不可有相違之由、被仰出也。奇異な結論といふべきであろう。仍執達如件。

享祿貳年七月三日

(進藤)

貞治在判

(種村)

貞和在判

保内 諸商人中(二)

この二点の六角氏奉行人連署奉書が、五ヶ商人の主張を退け、保内商人に理ありと認めた裁許状である。前者においては、保内商人が古くより九里半街道を経由して若狭商売に従事していたことは、保元二年(一一五七)の院宣やその他の支証によって明白であるので、以後も相違なく若狭商売に携わるようにと述べられ、また後者においては、従来保内商人は九里半街道を通行したことがないと五ヶ商人(小幡・薩摩・八坂・田中江・高島南市)は主張していたが、糺明の結果、保内商人が通行していたことは明らかとなつたので、以後上下の駄荷に相違なきよう努めるべしと命ぜられていたのである。つまり、前節で検討した五ヶ商人の主張は全て退けられ、保内商人の言い分が全面的に容認されたのである。

それでは、保内商人側はいかなる主張を行なったのであろうか。というより、彼らは何を支証として、若狭商売の由緒を主張したのであろうか。

まず、右の裁許状中に見えた保元二年十一月十一日の院宣を見てみよう。

安文 在御手形

宣下 近江国保内商人等

三千疋馬事

右商人等、東日下、南熊野之道、西鎮西、北佐土島、於其中、可任心条、依叡慮、執達如件。

保元二年十一月十一日(三)

これは、後白河院の院宣と伝えられる史料であるが、文書様式・文言から考えて全くの偽文書である。保内商人はこの偽院宣を掲げて、自己の由緒正しきことを主張していたのである。前節引用の五ヶ商人申状第三条でも、この院宣について触れるところがあつたから、保内商人は相論の当初よりこの偽院宣を持ち出して来たようである。なお仲村研氏の見解

によると、この院宣が偽作されたのは十五世紀初期ごろのことである。

いまひとつ、保内商人が自己の由緒正しきことを証明する根拠として用いたのが、次の二点の史料であつて、これらの史料も同様に偽文書である。

つれうの事、如本、毎年兩度可有沙汰候也。又雖無市座候、自昔買売無其煩候間、不能子細候。仍所申沙汰之^狀如件。

貞和元年三月廿日

得珍保塩売人中

長野

市奉行(花押)

甲良

市奉行(花押)

平方

市奉行(花押)

謹申上

野のかう商人等市つれうの事

一四十九院市ニ、七月五十文、十二月五十文、毎年つれういたし申候。市奉行

殿とり候。

一長野一日市ニ、七月五十文、十二月ニ五十文、つれう^{毎年}いたし申候。市奉行殿とり候。

一愛智川市、七月五十文、十二月五十文、つれういたし申候。奉行殿とり候。

右注進申上分、もしいつわり申候^{申候}ハ、堅御きうめいニあつかり候へく候。仍^(以下脱之)。

応永廿五年卯月一日。

前者の三市奉行連署状は、応永三十三年(一四二六)〜三十四年の、保内商人と八幡商人との呉服商売境界をめぐる相論に際して偽作されたもの^(津料)のようで、内容は、「つれう」

市場銭を旧来通り毎年二度沙汰するように、また市座がないのは以前より商売に支障がな

いたため、この点については何ら問題とすべき点はないと三市奉行が保証したものに

なっている。この応永末年の相論は、保内商人が保内筏川以北の市場に「立庭」をもつていた

かどうかをめぐる争われたものであるが、かかる先例をもたない保内商人が自己の主張を正当化するために、このような三市奉行連署の書下状を偽作したのであつた。享禄元

二年の九里半街道相論においても、これと同様に、保内商人が愛智川以北で商売を行なつた実績の有無が争点となつたために、彼らは古くに偽作されたこの三市奉行連署状を提出

して、自己の主張の正当なことを証明しようとしたものと思われる。

ついで後者の保内商人申状は、保内商人が各市場で「つれう」^(津料)市場銭を納入している旨を、より詳しく証明する内容となつており、

これは享禄元〜二年の九里半街道相論に際して偽作されたものではないかと考えられる。

というのは、前節引用の小幡商人申状で、保内商人が「長野郷一日市」「愛智川中橋市」「四十九院市」に立つた実績はないと述べられて

いたことに、内容的に逐一対応するものとなつていからであつて、この史料を見るかぎりでは、小幡商人の主張は不当なものと判断

せざるをえないように配慮されているのである。このように保内商人は、五ヶ商人の詳細な主張に反論するため、古くに偽作された院

宣や書下状を持ち出し、あるいはその時点で急ぎ先規証文たりうる文書を偽作して、訴訟の場に提出しているのである。つまり保内商人の主張した由緒や実績は、すべて捏造されたものであつたのである。

ところで、このような保内商人の「努力」が勝利を導いたものであつたことは明らかと

しても、はたしてそれだけで、先のごとき全面勝利の裁決を受け取ることが出来るものであろうか。偽作文書だけを根拠にしての主張に、はたしてそれほどの説得力があつたのであろうか。答えは恐らく否であつて、この程度の先規証文では、勝訴判決を得ることはもちろん、審理の継続すらもが困難であつたことと想像される。にもかかわらず、このような裁決が下されたということは、やはりここに、守護六角氏の政治的な判断が強く作用していたと想定すべきなのではあるまいか。つまり保内商人の得た勝利は、むしろ守護六角氏などの政治権力によつて、当初より予定されていたものではないかということである。

そもそも、九里半街道をはじめとする高島郡域においては、朽木氏など在地領主の勢力があまりにも強大であつたために、守護六角氏の勢力はこれまでほとんど介入できない状況であつた。前節検討の南北古賀商人申状において、九里半街道の大杉・保坂・追分などに関所を設置して知行していたのは、朽木・横山氏など近隣の在地領主であつて、守護六

角氏やその被官人の名前は一切見い出せなかつた。ということは、この高島郡域では、六角氏は何らその守護としての権限を行使しえなかつたということである。大杉は若狭国に属するが、ここに対する若狭守護武田氏および被官人粟屋氏の介入すらもが、排除されてしまつてゐる。降つて永禄十一年(一五六八)に、浅井久政・長政父子が朽木元綱に宛てて、「朽木谷、従往古守護不入」と承認しなければならなかつたのも、彼ら在地領主の高島郡における厳然たる実力を物語つていよう。ましてや、これ以前の享禄年間において、守護六角氏が高島郡に介入できなかったのは、むしろ当然の事態と見なければならぬ。

一方、九里半街道など高島郡域の商業活動に独占的な権益を保持していたのが、五ヶ商人である。前節検討の三点の申状から明らかのように、彼らは九里半街道を往反して若狭商売を独占し、また愛智川以北の商業においても特権的地位を占め、そのうちの一部は伊勢商売にも従事していた。七里半越を經由する越前商売については、今のところ適切な史料が得られていないものの、彼らの立地条件から考えて、圧倒的な優位性を占めていたであらうことは容易に推測がつく。そして重要なことは、この五ヶ商人と、高島郡域の在地領主とが、相互に極めて緊密な関係にあつたと見られる点である。例えば九里半街道に新関を設置するに際し、五ヶ商人は朽木氏らに「欺申」してその停廃を実現しているが、このことは、彼らが敵対的關係にあつたことを意味するのではなく、むしろ極めて親密な關係にあつたと解すべきであらう。享禄元年に相論が惹起した当初、高島郡の在地領主田中頼長は、明らかに五ヶ商人の側に立つて事態の收拾に當つてゐる。保内商人の荷物を、高島南市商人から引き継いで「留」めていた「御あつかい衆」⁽⁸⁾とは、田中頼長ら近隣の在地領主にはかならないのである。このように高島郡域においては、朽木氏ら在地領主が守護不入権など強大な政治権力を持つて、守護六角氏の介入を一切排除し、また五ヶ商人は、彼ら在地領主に依存し保護を受けて、近江北半における独占的な商業活動を続けていたのである。

かかる状況のなかで惹起したのが、享禄元

年の事件、すなわち、保内商人が九里半街道を通行して若狭商売に進出するという、新たな事態であったのである。五ヶ商人のこれまでの実績をもってすれば、保内商人の行為が新儀非法に当たることは自明のことであるが、しかし逆に保内商人の主張を容認するならば、五ヶ商人の独占的権益には重大な制限が加えられることになり、それはひいては、高島郡域在地領主の支配勢力を削減することにつながるにちがいない。つまり守護六角氏は、保内商人の活動を後援することによって、朽木氏ら在地領主と五ヶ商人が圧倒的に優勢な高島郡域に対し、大きな「楔」を打ち込むことが可能となったのである。かかる好機を六角氏が見逃すはずはあるまい。

かくして六角氏は、前掲のごとき、保内商人の全面的勝利の裁決を下したのである。

納まらないのは五ヶ商人の側である。彼らは、その由緒や実績からすれば、保内商人をはるかに凌いでいたにもかかわらず、完全な敗訴を喫してしまったのである。そこで彼らは、こんどは若狭小浜の代官と申し合わせて、保内商人を実力で排除しようという行動をと

るに至った。

就九里半街道之儀、保(内商人)上下之儀、先度被成奉書、如先々被仰付訖。然処、相語若州小浜代官、保内衆之儀相支之云云。言悟(語)道断次第也。所詮、為過料五万疋被仰付之上者、不日可致進上。難決之族在之者、一段可被譴責之由、被仰出也。仍執達如件。

享禄貳年十一月十日

(進藤) 貞治在判
(種村) 貞和在判
五ヶ商人中

就今度保内商人公事之儀、子細被披聞召、被成奉書之処、若州小浜代官江、保内商人不可出入之段、為五ヶ商人中相支之云云。言悟道断次第也。所詮、為過料五万疋被申付、不日可被執進納給。不可有難決之由也。仍執達如件。

享禄貳年十一月十日

(進藤) 貞治在判
(種村) 貞和在判

平井右兵衛尉殿
吉田修理亮殿(10)

右の二点の六角氏奉行入連署奉書によると、

五ヶ商人は小浜代官に申し入れて、保内商人が小浜に「不可出入」ようにと依頼し、保内商人の小浜における商売を妨害しようと企てたと見えている。小浜代官とは、羽賀寺年中行事に「小浜之代官永井殿」あるいは「税所代永井殿」と見える永井氏のことと思われ、古くは国衙領全般の管掌を司る職務を持っていたが、この段階では小浜の津・町の支配を行なう立場にあった人物であろう。この永井氏に対して、五ヶ商人は申し入れを行ない、保内商人が小浜で塩などの商品を買付けたり、あるいは近江から輸送してきた荷物を販売したりさせないようにと依頼したのである。このことから考えて、五ヶ商人はこれまでの小浜での商売にあたり、永井氏に札銭を贈るなどして、極めて密接な関係を培ってきたというところであろう。

しかしながら、かかる五ヶ商人の行為に対して六角氏は厳しく対処することとし、実に五万疋(五〇〇貫文)にのぼる多額の過料を課したのである。これがいかに過大な数値であったかは、追分新関停廃の札銭が三六貫文(12)

であつたことと比較すれば容易に察しがつく。ここには明らかに、六角氏の五ヶ商人に對する制裁、というよりも彈圧の姿勢が、看取できるであらう。後者の平井・吉田両氏宛ての奉書は、この過料金を嚴重に徴収すべしと命じたものであつて、もし五ヶ商人が難渋すれば、關所処分などの厳しい措置がさらに加えられることになつたであらう。

このように厳しい処置がとられる一方で、六角氏は、五ヶ商人の再訴訟を二度と受理しないようにと、次のように命じている。

尚子細平井三郎兵衛尉可申候。

五ヶ商人、猶可及訴訟候旨、風聞在之由承候。無是非儀候。以糺明一度落居候上者、如何様雖申事候、不可能許容候。可心得候。恐々謹言。

(享祿二年カ) 十二月廿七日 定頼(花押)

劫淵庵(13)

これによると、五ヶ商人は猶もつて訴訟に及ぶとの風聞があつたようであるが、糺明をもつて一旦落着した問題については、再提訴を許容してはならないと命じているのである。この史料から、五ヶ商人の抱いた蟠りがいかに

小泉 九里半街道と大杉・保坂関(下)

に強かつたかが窺い知られると共に、六角定頼の五ヶ商人に對する姿勢が、極めて彈圧的なものであつたことを察知できるのである。

以上のごとくにして、享祿元・二年の保内商人と五ヶ商人との相論に、一応の終止符が打たれた。何度も述べたように、この相論のそもその発端は、保内商人が高島南市で若狭商売の荷物を押し置かれたところにあつたのであるが、その後この相論を利用して、守護六角氏が五ヶ商人の活動を制約し、自己に忠実な保内商人を九里半街道ひいては高島郡域に展開させ、もつてこの地域の在地領主の勢力を削減させようと企図したために、相論の経過は極めて不自然な(不条理な)形をとつて進展していくことになつたのである。五ヶ商人にとつてはまことに不幸な政治的配慮であつたが、六角氏が戦国大名として領国支配を強化するためには、やむをえない事態と言ふべきであらう。むしろここに、守護権をもつ六角氏の支配力の弱さを見ることも、可能かもしれない。

事後に残すこととした。就今度九里半公事之儀、惣分江御合力之儀を申入候処仁、少事酒ノ代ヲ預御扶持候。衆悦候。於向後諸商買之中仁、何様之御公事出来候而、出錢雖有之、引此例、以後一言之子細申間敷者也。仍為以後、衆儀ノ堅定所之狀、如件。

享祿三年己十二月四日 惣中(花押)⁽¹⁴⁾

すなわち、九里半街道をめぐる五ヶ商人との相論にあたり、今堀郷惣中―保内商人は、得珍保の「惣分」つまり全集落に對して、援助を要請し、酒代の扶持を受けることができただので、以後同様の公事が出来た場合にも、これを例に引いて過分の要請は行なわないと誓約したものである。酒代とは、保内商人が飲む酒の費用をさすものではなくして、御樽錢なども称されて、当該相論に關係した在地領主達、とりわけ守護六角氏に献納される札錢のことを意味している。勝訴を与えられた保内商人は、今後若狭商売によって多くの利益をあげられることになつたのであるから、彼らが六角氏に献納した札錢札物は、それに見合うべき多額多数にのぼつたものと思われ

また訴訟進行中においても、礼銭などの経費はかなりの額にのぼったはずである。こうした出銭の支弁は、保内商人中だけではとうていまかないきれぬものではなく、そのために彼らは、得珍保惣分とその援助を要請し、右のごとくに酒代としてながしかの扶持を受けることができたというのである。そしてこれが以後の先規として衆議で定められ、ここによくやく九里半街道をめぐる相論は、すべて結着がついたのである。

注

- 1 『今堀日吉神社文書集成』第二一・五五号
- 2 『今堀日吉神社文書集成』第二号
- 3 『今堀日吉神社文書集成』第二九五・三二三号
- 4 仲村氏「中世村落文書の読み方―今堀日吉神社文書の九里半街道商論史料」同氏「中世における偽文書の効用」『日本歴史』第二〇三号
- 5 『今堀日吉神社文書集成』第九四号
- 6 『今堀日吉神社文書集成』第一二二号
- 7 『朽木文書』第四一七号
- 8 『今堀日吉神社文書集成』第一七号
- 9 10 『今堀日吉神社文書集成』第一五号

- 11 「羽賀寺文書」第二四号
- 12 『今堀日吉神社文書集成』第一三八号、南北古賀商人出銭条々案の第六条
- 13 『今堀日吉神社文書集成』第二三三号
- 14 『今堀日吉神社文書集成』第二〇号

(七)

これまでの検討で明らかになったところを、最後に簡単にまとめておこう。

若狭小浜から大杉・保坂を経て今津に抜ける経路を九里半街道と称し、京都へ上洛する際の多くは、この経路を辿っていた。今津から先は、琵琶湖の舟運によって坂本や大津に達することができたので、重量物の運送にはこの経路は便利であったであろう。しかし年貢米以下の一般的物資は、むしろ保坂で右折して朽木・葛川・大原を経る経路を採ったものごとくで、その途中の関所の煩いなき勤過を命じた史料がいくつか残されている。

関所はまた、九里半街道上の大杉・保坂にも設けられていた。大杉関を領有した本所は大聖寺で、明応十年（―文亀元）の史料では、この関からの公用銭は年間で八四貫文にのぼ

ることが知られた。この関の関務代官職改替をめぐる文亀元年の史料は、『朽木文書』中に数点が残されており、これ以前に四分一代官職を知行していた古川修理亮が罷免されて、朽木直親の口入に基づき新代官（姓名未詳）が補任されるに至った経過が知られる。本所大聖寺としては、この代官職改替の機会に、旧代官古川氏の未進分を皆済させる意図であったのであるが、朽木氏の在地における勢力の強大さにより、結局この試みは失敗に帰してしまっている。なお大杉関の代官としては、いまひとり宮川次郎左衛門尉なる人物の存在も知られ、彼は古川氏と並んで、恐らくは四分一代官職を知行していたであろう。

保坂関は、十五世紀中頃には、延暦寺と六角高頼とが領有するところであったが、延徳三年以後は、六角氏領有分は関所となつて將軍家御料所になっている。その下位で関務を預け置かれた人物としては、將軍家御料所分においては細川政誠が知られ、現地での関務知行は朽木材秀被官人の請地となつていた。他方、延暦寺分については、小林新左衛門入道ついで小林国家が一方公文分を知行してい

だが、大永二年以後には、その下位の関務代官に、朽木種広被官人の桂田孫次郎が介在するようになっていた。なお、保坂関から上納される公用銭は、年間で七二貫文以上を義務付けられていた。その後この保坂には、新闢設置の試みが何度か企てられているが、その都度、朽木氏など近隣の在地領主の馳走によって棄破されたことが知られた。

九里半街道を往来して若狭商売に従事した商人衆の關係史料は、「今堀日吉神社文書」

に何点かが残されている。九里半街道は、古くよりこの地域で商業活動を展開していた高島南市・南北古賀商人、今津馬借の進退下にあつた経路であるが、ここに新進の保内商人が参入を企てて、相論が引き起こされている。とりわけ享禄元々二年の相論の場合、高島南市商人（五ヶ商人に属す）や南北古賀商人の主張に明らかに正当性があつたにもかかわらず、保内商人は、古くに偽作された証書類を提出し、あるいは新たに申状などを偽作してこれに対抗したのである。加えてこの相論においては、守護六角氏が、高島郡域に介入しようという政治的配慮を働かせる

こととなつたために、ついに保内商人勝訴の裁決が下されたのであつた。その後五ヶ商人は、小浜代官と結託して、保内商人の活動をあくまで阻止しようと図るのであるが、やがて守護六角氏より五万疋もの過料を課せられるに至り、保内商人の若狭商売進出を容認せざるをえなくなっている。かくして、九里半街道を通行しての若狭商売には、五ヶ商人と並んで保内商人も従事するようになったのである。